

令和2年特（わ）第858号等 外国為替及び外国貿易法違反事件
被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、島田順司

予定主張記載書面（7）

令和3年7月15日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁 護 人 高 田



弁 護 人 鄭 一



弁 護 人 河 村



弁 護 人 瀬 川



弁 護 人 小 林 貴



弁 護 人 趙 誠 峰

本件噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性に関して、弁護人が証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上および法律上の主張は以下のとおりである。

なお、弁護人が既に提出した予定主張記載書面において定義した語句は、本書においても同様の意義を有するものとする。

第1 本件要件ハの解釈に関する補足

- 1 本件要件ハの定める「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」とは、噴霧乾燥後の（すなわち粉体が残留した状態の）装置内部を「滅菌又は殺菌」することができることを意味すること

噴霧乾燥器は、対象物質を含む液体を空気中に噴霧し蒸発させ、粉状の固体を製造する機械である。したがって、「軍用の細菌製剤」の製造工程に噴霧乾燥器を用いる場合、ノズルから噴霧された細菌等は、粉状の固体として噴霧乾燥器内部に存在することとなる。

この点、本件要件ハが、規制対象となる噴霧乾燥器の要件として、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（本件要件ハ）を挙げているのは、「軍用の細菌製剤の開発、製造」（輸出貿易管理別表第1の3の2の項（2））のため、細菌等の粉体化の工程を繰り返して行うことができる装置のみを規制対象とする趣旨である。

したがって、本件要件ハの定める「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」とは、噴霧乾燥された細菌等を製品として回収した後、回収されない細菌等が（平均粒子径10マイクロメートル以下の）粉体の状態で残留する噴霧乾燥器の内部を、定置した状態で「滅菌又は殺菌」することができることを意味する。

- 2 「市販のコードヒーター」等は本件噴霧乾燥機を構成する「部分品」ではないこと

本件要件ハには、本件要件ロのように、噴霧乾燥器の「部分品」の変更により客観的性能を充足するものを規制の対象とする旨の定めはない。

従って、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器とは、噴霧乾燥器それ自体の客観的性能として内部の滅菌又は殺菌をすることができるものを意味するのであって、噴霧乾燥器を構成する「部分品」以外の物を付加し、あるいは「部分品」に変更を加えるなどして滅菌又は殺菌をすることができるようになるものは該当しない。

然るに、検察官が主張するところの「市販品のコードヒーター」や「アルミホイル」は、明らかに本件噴霧乾燥機を構成する「部分品」ではないのであるから、かかる「市販品のコードヒーター」や「アルミホイル」を本件噴霧乾燥器に「巻き付け」るなどして測定したデータは、本件要件ハの要件該当を検討すべき本件噴霧乾燥器の客観的性能を示すものとは到底いえない。

3 「滅菌又は殺菌」の対象となる菌の種類は特定されていないこと

本件要件ハにある「滅菌」とは、「物理的手法（例えば蒸気）又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての微生物を除去すること」をいい、「殺菌」とは、「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中に潜在的に存在しうる全ての微生物の感染力を破壊すること」をいうものと解される（予定主張記載書面（2）・第1・1）。

したがって、定置した状態で内部の「殺菌」をすることができる噴霧乾燥器とは、定置した状態で装置内部の全ての箇所を薬液消毒することができる噴霧乾燥器を意味する。産業界で用いられている噴霧乾燥器としては、最低限、自動洗浄機能（CIP）を有するものがこれに該当する。

そして、定置した状態で内部の薬液消毒をすることができる噴霧乾燥器は、薬液の選定次第で、滅菌機能付きの噴霧乾燥器

と同様に、装置内に潜在的に存在しうる全ての微生物の感染力を破壊することが可能であるため、噴霧乾燥器の客観的性能として殺滅の対象となる菌を特定ないし限定する必要などない。
本件要件ハの文言上、「滅菌又は殺滅」の対象となる菌について何ら定めがないのはそのためである。

検察官が引き合いに出す貨物等省令第2条の2第1項記載の細菌等との関係を敢えて整理すると、定置した状態で内部の薬液消毒をすることができる噴霧乾燥器は、同項に列挙された細菌等のいずれが装置の内部に残留していたとしても、薬液の選定次第で、その感染力を破壊することができるのである。

以上